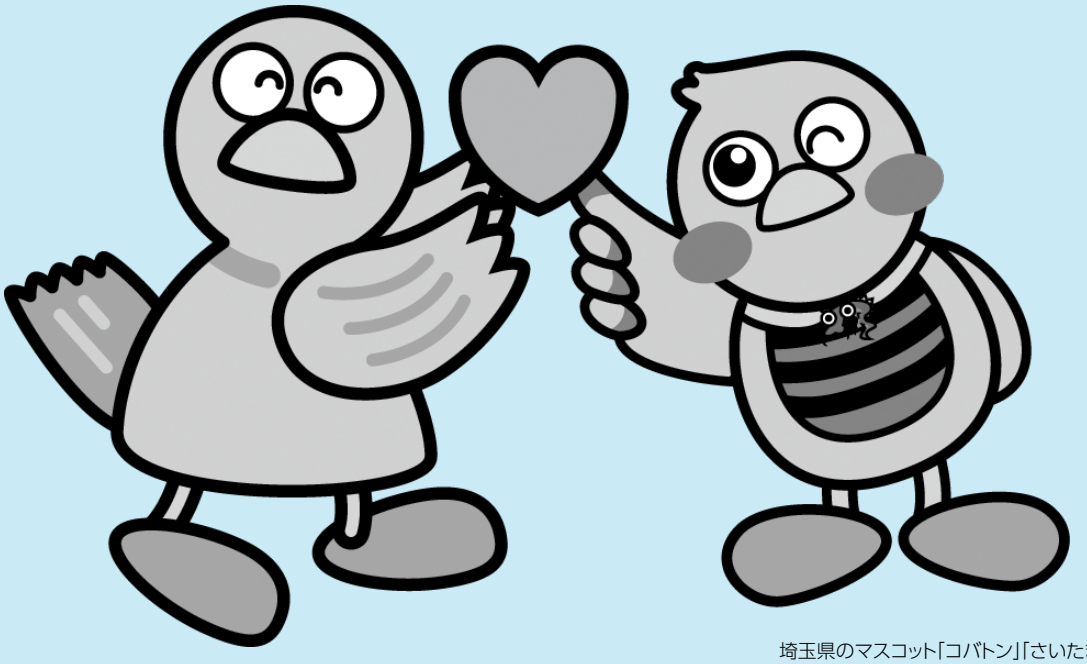

埼玉県のマスコット「コバトン」

重い障害のために常時介護を必要とされている方へ

特別障害者手当
障害児福祉手当
経過的措置による福祉手当



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

特別障害者手当は…

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当です。

障害児福祉手当は…

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

経過的措置による福祉手当は…

昭和61年の制度改正以前に福祉手当を受給していた方で、制度改正後、障害基礎年金も特別障害者手当も受けられない方に支給される手当です。

手当を受けるには…

お住まいの市役所、町村役場に申請してください。
申請を受け付けた月の翌月分からが手当支給の対象となります。

令和８年度
彩の国 埼玉県

特別障害者手当　　月額 30,450円

手当を受けることができる人は…

20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。（次の①～⑤に該当する方。）

① 「令別表第２」（３頁参照）の一～七のうち２つ以上に該当する方。
② 「令別表第２」の一～七のうち１つに該当し、かつ、その障害以外に「別表Ａ」（３頁参照）の一～十一のうち２つ以上に該当する方。
③ 「令別表第２」の三～五のうち１つに該当し、かつ、「日常生活動作評価表」（３頁参照）で10点以上となる方。
④ 内部障害等で「令別表第１」（３頁参照）の八に該当し、かつ、日常生活上絶対安静の状態にある方。
⑤ 精神障害（知的障害を含む）で「令別表第１」の九に該当し、かつ、「日常生活能力判定表」（３頁参照）で14点以上となる方。

ただし、次の場合には手当を受けることは出来ません。
・特定の施設に入所中の方。
・病院又は診療所に継続して３か月を超えて入院している方。

所得制限について

所得に応じて支給の制限があります。（４頁参照）

障害児福祉手当　　月額 16,560円

手当を受けることができる人は…

20歳未満であって、「令別表第１」（３頁参照）の状態にある方。（おおむね次の①～③に該当する方。）

① 身体障害者手帳１級の一部及び２級の一部の方。
② 知的障害であって、療育手帳Ⓐ相当の方。
③ 精神障害、血液疾患等で上記①、②と同程度の障害を有する方。

ただし、次の場合には手当を受けることは出来ません。
・特定の施設に入所中の方。
・障害を支給事由とする年金を受給している方。

所得制限について

所得に応じて支給の制限があります。（４頁参照）

経過的措置による福祉手当　　月額 16,560円

手当を受けることができる人は…

制度改正（昭和61年４月１日）以前に20歳以上であって、制度改正前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当、障害基礎年金など障害を支給事由とする年金等を受けられない方。

ただし、特定の施設に入所中の方は受けられません。

所得制限について

所得に応じて支給の制限があります。（４頁参照）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

令別表第１

一　両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
二　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四　両上肢の全ての指を欠くもの
五　両下肢の用を全く廃したもの
六　両大腿を２分の１以上失ったもの
七　体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
八　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
九　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

令別表第２

一　次に掲げる視覚障害
　イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
　ロ　一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
　ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
　二　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
二　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
四　両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
五　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
六　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
七　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）令別表第１の備考と同じ。

別表Ａ

一　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
二　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
三　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
四　そしゃく機能を失ったもの
五　音声又は言語機能を失ったもの
六　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
七　一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
八　一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
九　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
十　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十一　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

日常生活動作評価表

1　タオルを絞る（水をきれる程度）
2　とじひもを結ぶ
3　かぶりシャツを着て脱ぐ
4　ワイシャツのボタンをとめる
5　座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）
6　立ち上る
7　片足で立つ
8　階段の昇降
（備考）おおむね全介助２点・半介助１点・介助なし０点とする。

日常生活能力判定表

1　食事
2　用便（月経）の始末
3　衣服の着脱
4　簡単な買物
5　家族との会話
6　家族以外の者との会話
7　刃物・火の危険
8　戸外での危険から身を守る（交通事故）
（備考）日常生活動作評価表の備考に準じる。

《手当の支払について》

各手当は、２月、５月、８月及び11月の年４回、３か月分をまとめて支払われます。

《所得による支給制限について》

受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

所得制限限度額の一例（令和８年度８月～）

扶養親族等の人数	支給停止になる所得額	
	本人所得	扶養義務者所得
０人	3,758,000円	6,287,000円
１人	4,138,000円	6,536,000円
２人	4,518,000円	6,749,000円
３人	4,898,000円	6,962,000円
４人	5,278,000円	7,175,000円
５人	5,658,000円	7,388,000円

＊注

1　所得とは諸控除後の額です。

2　扶養義務者とは障害者本人と生計を同じくする障害者本人の直系血族、兄弟姉妹をいいます。

3　特別障害者手当の本人にかかる所得については、非課税の年金等も所得に含みます。

《届出等に関するお願い》

◎　身体障害者手帳、療育手帳とは制度が異なります。障害認定に当たっては専用の診断書により新たに医師の診断を受けていただく場合があります。

◎　手当を受けている方が、支給要件に該当しなくなった場合（特定の施設に入所したとき、障害の程度が該当しなくなったとき、死亡したとき、病院又は診療所への入院が継続して３か月を超えたとき〔特別障害者手当〕、障害を支給事由とする年金を受けるようになったとき〔障害児福祉手当等〕、20歳になったとき〔障害児福祉手当〕など）は、すみやかに、市役所又は町村役場へ届け出てください。

◎　施設の種類によっては、入所中でも手当を受けられる場合があります。くわしくは下記の相談窓口にお問合せください。

◎　手当を受けている方が、氏名、住所を変えられた場合には、すみやかに、市役所又は町村役場へ届け出てください。届出が遅れると、手当が支払われない場合があります。

◎　手当を受けている方は、毎年８月12日から９月11日までの間に、現況届（所得状況届）を提出することになっています。この届を提出しないと８月分以降の手当が受けられなくなります。

◎　特別障害者手当等の事務は、個人番号（マイナンバー）利用対象事務になっています。そのため、諸手続きにおいて、個人番号（マイナンバー）の記入や本人確認書類の提出が必要です。

認定等の相談窓口

市にお住まいの方…市役所

町村にお住まいの方…町村役場または県福祉事務所